

消費税のインボイス制度の実施見送りを求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費及び介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書、いわゆるインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。しかし、公益事業を行うセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加及び健康維持に重きをおいた生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担は、その影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

また、消費税制度においては、小規模事業者への配慮として年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務者が免除されているところである。今回の改正では、インボイスの登録の有無で取引相手方を選別し、小規模な未登録事業者が取引から除かれる可能性が大きい。

よって、国においては、インボイス制度の実施を見送ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 山東昭子様

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
厚生労働大臣	後 藤 茂 之 様
経済産業大臣	萩生田 光 一 様

福島県二本松市議会議長 本 多 勝 実